

○総務省令第六十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

総務大臣 佐藤 勉

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第五十二条・第五十二条の二）」を「（第五十二条―第五十二条の三）」に改める。

第十一条の二及び第十一条の二の三中「第六号まで」を「第五号まで」に、「及び非常局」を「、非常局及び特別業務の局」に改める。

第三十二条第一号中「地球と月との間の距離にほとんど等しいか又はこれ以上」を「二百万キロメートル以上」に、「をいう。」を「をいう。以下同じ。」に改める。

第三十八条第一項の表一の項(二)を削り、同項(三)中「(2)」を「(1)」に改め、同(三)を同項(二)とし、同項(四)中「

「四」を「三」に、「(2)」を「(1)」に改め、同(四)を同項(三)とし、同表七の項(二)を削り、同項(三)中「(2)」を「(1)」に改め、同(三)を同項(二)とし、同項(四)中「(四)」を「(三)」に、「(2)」を「(1)」に改め、同(四)を同項(三)とし、同表八の項(二)中「(三)及び(四)」を「(二)及び(三)」に、「(2)」を「(1)」に改め、同項(三)中「(土)」を「(土)」に、「(3)」を「(2)」に改め、同表九の項(二)を削り、同項(三)中「(三)及び(四)」を「(二)及び(三)」に、「(2)」を「(1)」に改め、同(三)を同項(二)とし、同表の注を次のように改める。

注一 (1)を付した書類は、免許規則第八条第二項（同規則第十二条第三項、第十五条の四第二項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したもの（同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出書類の写しに係る電磁的記録を含む。）とする。この場合において、当該書類が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。

二 (2)を付した書類及び(3)を付した書類（第五項に規定する総務大臣の認定するものを含む。）については、電磁的方法により記録されたものとすることができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができ電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りでない。

三 (3)を付した書類は、無線通信規則付録第十六号に掲げる書類とする。

第三十八条第二項中「（船舶局にあつては通信室内、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあつてはその常置場所とする。）」及び「（自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあつては、総務大臣が別に告示する箇所とする。）」を削り、同条第三項中「（ラジオ・ブイの無線局を除く。）」を削り、「ただし」の下に「、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局」を加え、「（航空機地球局を除く。）」を「その他総務大臣が告示する無線局」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項各号列記以外の部分を次のように改める。

電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）。

以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使

用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）により、第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるものに係る電磁的記録を提出した無線局については、当該書類に係る電磁的記録（総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該書類に係る電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）を必要に応じ直ちに表示することができる方法（当該書類に係る電磁的記録を直ちに表示することが困難又は不合理である無線局については、当該書類に係る電磁的記録の内容を確認することができる方法として総務大臣が別に告示する方法）をもつて、当該書類（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、当該書類の写し）の備付けとすることができる。

第三十八条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「並びに法及びこれに基づく命令の集録（構内無線局の場合は、登録状）」及び後段を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第三十八条の三第二項中「（登録局にあつては、法及びこれに基づく命令の集録）」を削る。

第四十条第一項第三号中「前二号に掲げる無線局以外の無線局」を「非常局」に改め、同号(2)を削り、同号(3)中「実施状況」の下に「の詳細及びこれに対する措置の内容」を加え、同(3)を同号(2)とし、同号中(4)を

(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、同条第二項第五号及び第六号を削る。

第四十五条の三に次の一項を加える。

4 第三十八条第六項（各号を除く。）の規定は、電子申請等により第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類の電磁的記録を提出した高周波利用設備に準用する。この場合において、第三十八条第六項中「第一項及び第四項の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類のうち次の各号に掲げるもの」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号に規定する添付書類又は第二項の書類」と、「した無線局」とあるのは「した高周波利用設備」と、「である無線局」とあるのは「である高周波利用設備」と、「第一号から第四号まで」とあるのは「第四十五条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

第五十一条の九の二第一項中「情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「電子申請等により」に改める。

第四章第四節中第五十二条の二の次に次の一条を加える。

（電子申請等の場合の添付書類等の提出）

第五十二条の三 法及びこれに基づく命令の規定による申請又は届出を電子申請等により行う場合において

、当該申請又は届出に添付することとされている書類等（当該書類等に記載すべき事項について総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電子申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して記録することとされているものを除く。）があるときは、当該書類等の提出は、免許状、免許証その他の総務大臣が別に告示するものを除き、当該書類等をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該申請又は届出に併せて送信することにより行うことができる。

2 前項の規定により電磁的記録を送信した者は、当該電磁的記録を送信した日から二年間（この間に当該申請又は届出に係る許認可等の有効期間が満了する場合は、当該有効期間が満了する日までの間）、前項の規定により読み取つた書類等を保存しなければならない。ただし、当該書類等が、電子申請等をした者が当該申請又は届出のために自ら作成したものであるときは、この限りでない。

3 総務大臣は、第一項の規定により送信された電磁的記録に疑義があるとき又は判読することができないときは、当該電磁的記録を送信した者に対して、期限を定めて、前項の規定により保存する書類等の提出を求めることができる。

別表第二号第二項(17)中「(16)」を「(17)」に改め、同(17)を同項(18)とし、同項中(16)を(17)とし、(13)から(15)までを(14)

から(16)までとし、(12)の次に次のように加える。

- (13) 同一人に属する二以上の無線局で無線設備の設置場所又は常置場所が同一の総合通信局の管轄区域内にあるものにおいて、その一の無線局の無線設備と同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の各装置を他の無線局の予備の無線設備の装置として共通に使用する場合には、おける当該他の無線局の無線設備の変更の工事

別表第四号の二第2の様式中「電 浦添電機局の備付けを畑する浦添町にあつては、浦添電機局に貼付してください。」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日前に電磁的記録により提出された書類についての無線局への備付け及び高周波利用設備の設置場所への備付けについては、改正後の第三十八条第六項（第四十五条の三第四項において準用

する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。